

第 2 2 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 3 1 年 4 月 9 日 (火) 午前 1 0 時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員 1 番 島田 豊 2 番 後藤 秀和 3 番 宇藤 欣喜 4 番 渡邊 優子
 5 番 笠野美津代 6 番 安達 英二 7 番 後藤 操 8 番 岩本 孝之
 9 番 古澤 勝康 10 番 佐藤 久康 11 番 古澤 博保 12 番 興呂木和也
 13 番 市原きみよ 14 番 村上 豊彦 15 番 宮崎 明 16 番 藤原 政信
 17 番 長野美千代 18 番 荒牧 文博 19 番 大塚 恭徳

欠席委員 なし

4. 議事日程 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について

5. 事務局職員 事務局長 片島 弘幸
 係長 後藤 行志、長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	皆様、おはようございます。まず本総会の開催ですが委員総数 1 9 名、出席 1 9 名で、南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。それでは先の阿蘇郡市農業委員会長会議におきまして、3 月から総会の開催前に農業委員会憲章を出席者全員で唱和することになりますのでご協力をお願い致します。今回からは議事録署名人の方に指揮をお願い致します。それでは皆さまご起立をお願い致します。
会長	最適化の人は初めてと思いますけれども、先月から阿蘇郡市農業委員会の申し合わせ事項によりまして、この議事の裏側に農業委員会憲章が印刷してあると思います。それをご起立して合唱するような感じになりましたので最適化の委員さんたちもご協力の程よろしくお願いします。
事務局	それでは定刻になりましたので、第 2 2 回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。今回の農業委員会憲章の指揮は 8 番 岩本孝之委員、9 番 古澤勝康委員をお願い致します。
	—農業委員会憲章の唱和—

会長	ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。ご着席ください。 それでは、本村農業委員会会議規則第5条により総会の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。
議長	おはようございます。さっき局長2人の挨拶をしましたがけれども、農繁期になりまして忙しくなるとは思いますが、農機具とか作業には十分注意をされまして農作業に従事して頑張っていたと思います。農業委員会の総会議事が終わりました、その他ではいろんな事がありますけれども、皆様方の屈託のない意見を出していただきますようによろしくお祈いします。 では只今から第22回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名人に8番岩本孝之委員、9番古澤勝康委員を指名します。
議長	それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字御所園 ■■■■■ ■■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■■㎡ 所有権移転交換となっております。 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字夫婦石 ■■■■■ 番 ■■■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■■■㎡ 所有権移転売買となっております。 番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字御領水 ■■■■■ 番 ■■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■■㎡ 外5筆 計6筆 ■■■■■㎡ 所有権移転売買となっております。 番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字迫田 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■■㎡ 所有権移転贈与となっております。 以上4件ご審議方よろしくお祈い致します。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
7番	農地法第3条許可申請について番号1番につきまして7番の後藤が説明します。申請人、申請の土地については議案書記載のとおりです。約60数年前に譲渡人が住宅を建てる時お互いの土地の形状が歪なため、管理しやすいように東西に直線にしたいと相談はしたものの、分筆及び登記ができないまま現在の状況に至っているため、正式に農業委員会へ許可を受け、双方で圃場交換をしたいという申請でございます。ご審議よろしくお祈い致します。
9番	2番、3番につきまして、9番の古澤がご説明申し上げます。始めに2番につきましてですけれども譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。以前から話しはございまして今回話がまとまったということで、所有権移転売買でございます。場所につきましては、同じ集落内の上の■■■駐在区の上です。■■■■■がございまして、その北に100m位の山林化した場所でございます。山林化と言いましたけれども隣接地は山が多くて、譲渡人の方は以前は梅を植えておられましたけれども10年来管理ができていないというこ

<p>14番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>とでございまして、隣接地の譲受人の方との売買が成立したということでございます。また3番につきましては、12月の案件で出ましたけれども、資金面でもありますし、譲受人の方は長男さんでございまして、申請を所有権移転売買ということで息子さんの方で契約なされております。審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号4番について14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人、伯父、甥の仲でございます。伯父さんから甥っ子に所有権移転贈与です。よろしく願いします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では採決に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>11番</p> <p>10番</p>	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1：申請人(議案書)記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字御所園 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ 転用目的 養魚場・宅地となっております。記載がもれておりますが始末書添付の案件となっております。 番号2：申請人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字譲羽 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ 転用目的 畜舎・堆肥舎建設となっております。 番号3：申請人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字東新所 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ 転用目的 植林となっております。 以上3件、ご審議方よろしく願い致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>農地法第4条許可申請について、1番について7番の後藤がご説明致します。申請人、申請の土地の状況につきましては議案書記載のとおりです。この土地は以前から遊水地であり農地としての管理ができないためやむなく養魚場として50年以上利用してきたが、漁業は農業ではないので転用許可が必要であるとの指摘から今回始末書をつけて申請ですのでご審議よろしく願い致します。</p> <p>議案第2号2番について、10番の佐藤が説明します。申請人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。申請人は畜産農家でありまして現在170</p>

<p>19番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>頭ほど飼育されております。将来は500頭ほどに更なる規模拡大を計りたいということで、このたびの畜舎建設・堆肥舎建設の申請があがっております。後継者も■■■■おられまして、今後期待される畜産農家でもあります。隣接地の許可、排水同意もとられておりまして、何ら問題はないと思われまして、場所につきましては■■■■の北側、■■■■から東に200mぐらいの場所になります。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>議案第2号3番について、19番の大塚がご説明申し上げます。申請人、申請土地は記載のとおりです。申請土地は鳥獣被害が激しく農地として維持していくことが困難であると判断されました。転用後は植林をされる予定となっております。場所は■■■■から北へ300m程の場所と、■■■■から東へ300m程の場所、2箇所になります。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字御所園■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 転用目的 養魚場 所有権移転無償となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字下牧■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積■■■■㎡ 転用目的 駐車場用地 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字西渡瀬■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 転用目的 建設事務所・資材置場・駐車場 使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字玉来■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積■■■■㎡ 転用目的 一般住宅 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字本村■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 転用目的 資材置場・貸事務所 使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>1番と5番は始末書案件となっております。すみません記入がもれております。以上5件、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>

議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
7 番	農地法第 5 条許可申請について 7 番の後藤がご説明申し上げます。申請人、申請の土地については議案書記載のとおりです。先ほど農地法第 3 条の許可申請の時に説明を致しました。土地の交換と同じ条件ですが、双方が同意の上での所有権移転を伴う地目変更での申請ですのでご審議よろしくをお願いします。
1 8 番	議案第 3 号番号 2 について 1 8 番の荒牧がご説明致します。申請土地は■■■■の先の交差点にあります■■■■をバイパス沿いに■■■■方面へ 10m 程行った右側にあります。譲渡人は現在■■■■市在住で、申請土地は本人の父親が財産分与としてこの農地のみ相続され管理してこられました。しかし当人はすでに亡くなられており維持管理が困難なため息子の譲渡人と、譲受人との間で所有権移転転用を交わされることになりました。譲受人は申請土地の隣で■■■■を経営されており、大型車で来院される■■■■も多いことから、駐車場としての使用を希望されております。現地も確認して参りましたが、国道を挟んで隣接農地もなく周囲は山林で囲まれており、日当たりも非常に悪い条件でありました。一点だけ当人が生前に相続後、遠方より通って農地を管理することが大変ということで、無許可で仮の小さな住まいを建てておられます。この建物に関しては息子の譲渡人が責任をもって元通りに取り壊し、更地に戻されて転用されるとのことです。ご審議よろしくをお願いします。
1 0 番	議案第 3 号 3 番について 1 0 番の佐藤が説明します。申請人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。申請人は親子関係にあります。譲受人が息子さんで今まで■■■■会社に勤務されておりましたが、新たに独立して事業を始めたいということで今回の申請があがっております。転用目的は■■■■事務所・資材置場・駐車場となっております。使用貸借権利設定移転であります。場所は■■■■号線の南側で■■■■の道反対になるところです。ご審議方よろしくお願い致します。
1 6 番	議案第 3 号 4 番につきまして 1 6 番の藤原が説明致します。譲渡人、譲受人、並びに申請地は記載のとおりです。申請人は熊本地震により宅地と住宅が被災しましたので、今の宅地から東方向に約 500m 離れたところに新しく土地を確保されましたので住宅を建てたいとのことです。この土地は二種農地であり、近隣の承諾も得ています。周りに住宅もありますし、計画実施において排水計画もされています。問題はないと思われます。転用所有権移転有償となっております。ご審議よろしくお願い致します。
1 9 番	議案第 3 号 5 番につきまして、1 9 番の大塚がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、申請土地は記載のとおりです。今回双方の間で、使用貸借権利設定移転の申請があがっておりますが、譲受人は譲渡人が経営されている会社であり問題はありません。場所は■■■■から■■■■道を西へ 200m ほどの場所にあります。今回の件は、平成の初め頃から貸事務所として使用されておりましたが、その際転用の申請をあげ忘れたということで現在に至っております。農地としての復旧は困難であることから、現状を維持していきたいとのことでした。この地は第二種農地でもあり、給排水も問題はありません。始末書添付されるということで問題はないものと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>18番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ひとついいか。2番は壊していいような家なのか。</p> <p>はい。それが条件で一回更地に戻してから、また駐車場にしますということです。</p> <p>2階建てのような家なら崩しもできないが、崩してもいいような家ですか。</p> <p>地震の被害もあって、住めるような状態ではありません。</p> <p>他にありませんか。ないようですので採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について番号1番から10番、並びに番号16番から19番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字吐合 ■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■m² 賃借権設定1年となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字柳上 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外1筆計2筆 ■m² 賃借権設定1年です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字境川 ■番 1 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外3筆計4筆 ■m² 賃借権設定3年です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字東井川上 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外2筆計3筆 ■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字小無田鶴 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外2筆計3筆 ■m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字鍋次郎 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 使用賃借権設定10年です。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字山田原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外1筆 計2筆 ■m² 使用賃借権設定10年です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字鍋次郎 ■</p>

番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 使用貸借権設定 10 年です。
 番号 9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字鍋次郎 ■
 番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 外 1 筆計 2 筆 ■ m² 賃借権設定 10 年、相続権者同意書ありとなっております。
 番号 10：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字立石 ■
 番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 外 7 筆計 8 筆 ■ m² 賃借権設定 5 年となっております。
 とばしまして番号 16 番、譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字本田 ■ 番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 外 6 筆計 7 筆 ■ m² 農地中間管理機構 10 年となっております。
 番号 17：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下西原 ■ 番 1 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 外 1 筆 計 2 筆 ■ m² 農地中間管理事業（特例事業）となっております。
 番号 18：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字西古閑原 ■ 番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■ m² 農地中間管理事業（特例事業）です。
 番号 19：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字蠡子 ■ 番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■ m² 外 1 筆 計 2 筆 ■ m² 農地中間管理事業（特例事業）となっております。
 以上、新規案件 14 件、再設定 5 件ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

1 番 議案第 4 号番号 1、2、3 につきまして 1 番の島田が説明します。1 番 2 番の譲渡人は兄弟でありまして、譲受人の方が以前から耕作されておりましたが、このたび新規の賃借権設定 1 年となっております。

3 番の方も譲渡人は高齢で自分ではできないということで、譲受人の方が賃借権設定 3 年の申請となっております。ご審議方よろしくお願ひします。

1 2 番 議案第 4 号 4 番につきまして 1 2 番の興呂木が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人が高齢でして、農業をすることが困難ということで、譲受人との間で賃借権設定 10 年という申請がなされております。ご審議お願いします。

1 3 番 議案第 4 号 5 番について 1 3 番の市原が説明致します。譲渡人、譲受人、及び申請地は記載のとおりです。譲渡人は女性で高齢のために耕作ができず、譲受人との間で話がまとまり賃借権設定 5 年での申請となっております。何ら問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

1 0 番 議案第 4 号 6 番、7 番、8 番につきまして 1 0 番の佐藤が説明致します。申請人相手方、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。6 番の申請人と、8 番の申請人で一枚の田んぼを共有されております。3 人ともいところ同士でありまして、7 番の方が野菜を作りたいということで、排水の良い 7 番の申請人の方と 3 人で交換して作物を作るということで話し合いがまとまりましたので、使用貸借権設定 10 年の申請があがっております。面積も同じ面積であります。あまり変わりはありません。

<p>11番</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>第4号の9番について11番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は昨年お亡くなりになられまして、息子さんがいらっしゃいますが、息子さんもお勤めで農業ができないということで、譲受人の方へ賃借権設定10年、相続権者同意書有り申請がなされております。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>続きまして10番についてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親戚関係にございまして、譲渡人が1人暮らしのためどうしてもできないということで、譲受人の方が現在十丁ほど作っておられますが、荒れた農地とか管理されて大変私たちとしても非常に喜んでおるところでございます。こういった方に作ってもらって非常に嬉しい限りです。賃借権設定5年。何ら問題はないと思います。審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>議案第4号番号16、17、18、19につきまして事務局よりご説明申し上げます。番号16につきまして譲渡人、譲受人記載のとおりです。こちらは農地バンクを使っての賃貸借となっております。こちらの方は受け手の方も決まっております。今回の申請となりました。</p> <p>番号17、18、19番につきましては、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。こちらの方は譲渡人から譲受人への売渡し、農地中間管理事業の特例事業を使った売渡し案件となっております。前々回に、農地の所有者の方から農業公社の方を通じて買入れがあった農地であります。金額を言いますと確か前回買い入れた時と同じ値段で17番につきましては、反当り約■■■万だったと思います。18番につきましては畑で反当り約■■■万、19番につきましては反当り■■■万くらいになっていたと思います。</p> <p>以上4件、ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、採決に移ります。議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号1、所有者記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字東新所■■■番■、地目台帳畑 現況雑地、面積■■■㎡、農振区分 農振白地となっております。現在の土地</p>

	<p>の状況は土砂災害地で石が多く表土が流出しております。現況確認日は平成31年3月25日。農地・非農地の判断区分としまして非農地として判断しております。</p> <p>以上1件ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p>
事務局	<p>すみません言い忘れました。こちらに字図と現況の写真の方を載せております。場所につきましては九電の貯水池があった下になります。3回か4回ぐらいこういった案件を出させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、農地の所有者の確認がなかなかできなくて、相続権者の方を見つけるのに時間がかかり、やっと相続権者を見つけられて非農地化の申請となった農地になっております。以上ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
10番	<p>まだ今後もありますか？</p>
事務局	<p>いやここで最後になると思います。この一箇所が終わったという話を聞いております。</p>
10番	<p>相続人というか持ち主にあたるまでが時間がかかったということか。</p>
事務局	<p>持ち主にあたるまで一年近くかかってやっと見つけられたみたいですね。相続までしてそして今回の申請となっております。</p>
議長	<p>他にありませんか。では採決に移ります。議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しましたが、5月の総会の日程を決めたいと思います。5月10日が金曜日ですがいかがですか。5月10日の金曜日でもいいですか。</p>
事務局	<p>ちょっと連休が10連休入ってきますので、議案は7日に発送して、もしかしたらギリギリ議案書が届くかどうかと思いますので、大変申し訳ありませんけれどもそういった予定で事務局の方としては動かさせていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
11番	<p>事務局が無理するなら13日の開催でもよいが。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。もしも県の案件などがあった場合には13日までに提出などの書類もありますので、その案件がある場合にはちょっと間に合いませんので、できれば10日にさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>間に合わんときは手配りで。</p>

事務局	はい。どうしても間に合わないときは配布に回りたいと思います。なるべく間に合うように送付させていただきます。
議長	それでは事務局が頑張りますので、5月の10日に決定していいですか。 では、次回の農業委員会は5月の10日に決定します。それでは事務局からその他をお願いします。
事務局	連絡事項 ①年金の推進や農地に関する問い合わせ等のために、委員さんごとにメモ欄をつけた名刺を2シートずつ配布。ご活用ください。 ②活動記録簿の提出について ③2019年度版の最適化運動の冊子を配布。相談カードなど本日配布の名刺と一緒に使っていただければと思います。 ④「のうねん」の配布 ⑤耕作放棄地解消機械「スライドモア」の利用について説明
議長	これで第22回の南阿蘇村農業委員会を閉会いたします。

7. 閉会時刻 11時05分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会議長

後藤 秀和

議事録署名者

8番 岩本 孝之

9番 古澤 勝康